

千葉県福祉サービス第三者評価自己評価
(保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社ケアシステムズ
所在地	東京都千代田区麹町1-5-4-712
評価実施期間	令和5年 6月7日～令和5年 11月7日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	にじいろ保育園佐倉 ニジイロホイクエンサクラ		
所在地	〒285-0045 千葉県佐倉市白銀1-24-5		
交通手段	京成佐倉駅よりバスで10分・JR佐倉駅よりバスで10分 白銀3丁目バス停下車すぐ		
電 話	043-309-7526/7527	F A X	043-309-7535
ホームページ	http://www.like-kd.co.jp		
経営法人	ライクキッズ株式会社		
開設年月日	2008年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	佐倉市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	10	10	10	10	11	60		
敷地面積	2214.52㎡			保育面積			496.86㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診・歯科健診・尿検査・身体測定								
食事	完全給食（独自の献立と手作りおやつ、夕補食を提供しています）								
利用時間	平日（7:00～20:00）土曜日（7:00～19:00）								
休 日	日曜・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）								
地域との交流	小学校との連携・回覧板の依頼（子育て支援に関する情報）								
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	17	11	28	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	20	0	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	1	
	園長	主任保育士	事務員	
	1	1	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	佐倉市役所（こども保育課 043-484-6245）	
申請窓口開設時間	佐倉市役所	
申請時注意事項	佐倉市役所	
	佐倉市役所	
サービス決定までの時間	佐倉市役所	
入所相談	佐倉市役所	
利用代金	佐倉市役所	
食事代金	佐倉市役所	
苦情対応	窓口設置	園長（苦情解決） 主任保育士（苦情受付）
	第三者委員の設置	民生委員 保護者代表 本社 園長

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>《理念》 のびやかに育て だいちの芽</p> <p>《基本方針》 みとめ愛・みつめ愛・ひびき愛 信頼・安定・共感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽だまりのような保育園 ・地域と共に育つ保育園 ・子どもと共に輝いていける保育園
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的な雰囲気の中、一人ひとりに寄り添うことを大切にした保育 ・安心できる環境の下、のびのびと自己表現することができる保育 ・地域の豊かな自然を生かし、心身共に健康に成長できるような保育 ・食への関心や安全に配慮し豊かな経験が出来る食育活動 ・好奇心を持つような手作り玩具や環境づくりを通して生き生きと生活や遊び、活動ができる保育 ・日本古来からの伝統を大切にした行事への取り組み
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的で陽だまりのように温かく、一人ひとりを大切にした保育を重視しています。 ・色々な人と関わりながら自分らしさを発揮できる場があり、生き生きと生活や遊び、活動ができる保育を大切にしています。 ・子どもたちが好奇心を持つような手作り玩具や自然環境を活かして豊かな出会いと体験、そして「ありがとう」という感謝の気持ちを大切にしています。 ・子どもを中心にしながら、保護者、保育園、地域の方と共に子育ての楽しさを分かち合える保育園を目指しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子ども・保護者・保育者が一体となって適切な保育環境を作り、に努めている
保護者アンケートで、園の総合満足度はほぼ100%に近い数値である。日頃から全職員が保護者とのコミュニケーションを大切に、保護者からの声、要望を聞くなどして利用者満足度の改善に努めている。また、園長はじめ経営層は各種会議や個人面談などにて現場・職員の声を聴き、働きやすい職場環境作りややり甲斐向上に取り組んでいる。子どもを中心に、保護者からの信頼・協力を得るとともに、保育士・職員の良い連携が取れた職場環境を維持した園運営を行っている。
野菜の栽培や小動物の飼育を通して自然との関わりを大切にしている
園庭に季節の花や野菜、米を栽培して子どもたちが生長や収穫を楽しみにしながら草取りや水やりの世話を主体的に行い、季節感を感じるとともに食への関心を持つことにつなげている。また、カメやメダカ、かたつむり、カブトムシなどの小動物の飼育を通して生き物と関わり、生命の尊さに気付く機会をもうけている。また、近隣には多くの公園があり、年齢や季節などに応じて行き先を考慮し、日常の保育の中で散歩に行く機会を多く取り入れている。
子ども一人ひとりが主体的に活動できるように取り組んでいる
生活発表会では、日々の子どもの歌や合奏など活動や遊びの延長から楽しんで発表できるものを取り入れている。劇は絵本の読み聞かせの中からお気に入りの絵本を子どもたちが決めることで主体的に取り組めるよう支援している。友達と関わる楽しさを感じながら、子ども一人ひとりの表現の仕方やありのままの姿を受け止め、のびのびと表現できるように関わっている。日々の保育でも遊びや活動の中で自分のやりたいことを見つけ、取り組み、継続していけるような環境作りに取り組んでいる。
さらに取り組みが望まれるところ
職員一人ひとりの専門性をさらに向上させることを目指している
法人共通の成長支援評価を基に、職員一人ひとりと定期的に面談を行い意欲の向上や評価につなげている。法人のレベルアップ研修、フォローアップ研修等に加え、千葉県保育協議会や佐倉市、印旛支会をはじめ外部の研修にも参加し職員の資質向上に努めている。それぞれの職務は職務分掌にて、その役割を明確にして取り組んでいる。長く勤務している職員も多く安定した保育が提供できているが、「選ばれる保育園」継続させるために、職員一人ひとりの専門性をさらに向上させることを目指している。
公共機関を利用した遠足や高齢者施設との交流を通して地域社会と関わることを目指している
近隣には複数の公園があり、散歩の際には近隣の方と挨拶を交わし交流を図っている。また、子育て支援の一環である園庭開放では地元の子どもと遊ぶ機会にもなっている。コロナ禍の中、公共機関の利用や老人施設との交流を持つことができなかったが、今後は公共の交通機関を利用した遠足を企画するなど、社会体験を得る機会を増やして地域社会と関わることを目指している。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)
今回の第三者評価を受審するにあたり、日々の保育内容や環境、園での取り組みについて振り返ることができ、一つひとつに向き合う中で園の目指すべき姿や課題が明確になり、これからの園運営について深く考える良い機会となりました。
保護者の方からのアンケートにおいては、様々な意見や要望、思いを知ることができました。
いただいたご意見は真摯に受け止め、職員間で共有してまいります。
また調査員の方と話をすることで得た、たくさんの気づきを今後に繋げてまいりたいと思います。
今回、改めて自園の良さを再認識することができたことは、園にとって大きな自信となりました。
今後も園に携わる全ての方々と丁寧に向き合い、関わる中で、にじいろの温かい家庭的な保育を大切にしながら、豊かな自然体験を重ね、子どもたちが自分らしく生き生きと自己表現できるよう職員一丸となって努めてまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7 人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 職員の就業への配慮	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			10 職員の質の向上への体制整備	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	11 利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		13 利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 教育及び保育の開始・継続	17 教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	19 教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	3	1	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			27 子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	5 安全管理	29 食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0	
			30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4	0		
6 地域	32 災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				135	1	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の理念・基本方針は、パンフレットなどに「保育理念」「保育方針」「保育目標」として明示しており、ホームページや重要事項説明書などにも記載している。さらに、理念・方針・目標について、その中で {保育園像}及び {子ども像}なども詳しく説明しており、法人及び園の保育に対する姿勢や方向性を読み取ることができる。「のびやかに育て大地の芽」をはじめ、教育・保育に関する基本原則が盛り込まれており、保育園の特長や考え方をよく示している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の理念・基本方針などは、各クラスはじめトイレ内にも掲示して職員や保護者の目に入るようにしており、常に意識確認できるようにしている。また、年度初めには必ず職員全員に対し改めて理念・方針を配付し周知を図るとともに、会議や園内研修など時間を設け、にじいろ保育への理解を深めている。保育に関する事件や事故があると、その関連ニュースを掲示したり、会議で読み合わせ話し合いをするなど職員間で情報共有を図っている。保育会議や、日常の保育実践について職員間で話し合い、日々の保育を振り返りながらさらに理念などの理解浸透に努めている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>重要事項説明書に理念などを掲げ、保護者などには入園時の説明会や面談、懇談会などで説明して伝えている。日常的には連絡帳や送迎時に保護者との情報交換や意思疎通が図られている。また、年2回開催するクラスごとの懇談会（出席率80～90%）や、法人・園の情報伝達システムであるナナビケフォトやブログを活用し、日々の保育の様子や行事の様子を見てもらう中で理念や基本方針をより身近に感じ取ってもらえるように努めている。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では、理念・基本方針に基づいて中長期計画及び年度事業計画を策定している。事業計画の作成にあたっては、前年度の事業計画を踏まえながら、具体的な実施状況と反省のもと重点課題を抽出している。年4回のリーダー会議と毎月の職員会議にて、現場・職員の声も反映し、重要課題などを明らかにしながら運営、行事計画、職員研修などに生かされるよう、具体的な数値目標を設定することで実施状況の評価が明確に行われるようになっている。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人事はじめ園運営上の最重要課題については園長と主任との協議で決定している。その他重要な課題、方針などについては主にリーダー会議にて付議され行事方針の決定や課題について議論している。リーダー会議の決定事項は職員会議にて職員に周知するとともに全職員に文書で配付し共通理解を図り、透明性を図るよう努めている。また、職員会議においては職員からの問題提議の項目を取り入れ職員間で話し合う機会としている。年度途中には、事業計画の実施状況の確認把握を行い、その後の企画、提案や計画に生かせるよう取り組んでいる。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育会議にて保育内容について話し合い課題を明確にし、その後の保育実践に生かせるよう取り組んでいる。さらに、想像力や工夫を発揮し保育士自身が楽しんで保育し、意見や発想を互いに尊重し合い、良好な保育環境及び人間関係、職場環境を築けるように努め、園長はじめ経営層はリーダーシップを発揮している。また、本部主催の各種会合、研修や外部研修など様々な資質向上への取り組みにも積極的に参加している。園長はじめ経営層は、職員の有給消化率アップ、ワークライフバランス、ノンコンタクトタイム確保など業務を効率よく進められるように配慮している。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は入職時研修にて、「基本理念」「倫理規定」などの研修を受け、契約書に同意サインすることとしており、その周知に努めている。個人情報保護やプライバシー保護についても周知し、その遵守を求めている。「にしいる保育ガイド」に詳細を明確にしたマニュアルを定め、法人内・園内において研修、会議などで周知を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員募集・採用に関しては本部の専権事項であり、園では職員の育成及び定着に取り組んでいる。職員それぞれの職務は職務分掌にて、その役割・権限責任を明確化しており、園内行事やイベントに関しては役割分担して園運営を行っている。本部の「成長支援評価シート」を活用し、職員が自ら目標を設定して達成度を評価し処遇に反映する仕組みが整備されている。評価結果は園長が職員一人ひとりと面談を行い、説明し透明性を図っている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人管理体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>有給休暇の取得率は高く、時間外労働は園長に事前申請をし記録化され、適切な労働時間管理が行われている。育児休暇や慶弔休暇、子の看護のための休暇などの制度や、研修費や健康診断、インフルエンザ予防接種費用などの補助制度など職員への福利厚生が充実している。園長は定期的に職員と個人面談を行い、問題の改善や人材育成、組織体制など園の適正な運営に反映させている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>中長期計画の中にも、職員育成計画が明確にされ、園では職員の個別育成・研修計画を作成し個人別目標を明確にしている。「成長支援評価シート」を活用し、園長と職員が目標の設定、達成基準などの内容を共有している。職員個々の課題や取り組みを明確にし、毎月の面談を行う中で進捗状況を把握すると共に、職員の自己研鑽意欲向上を促している。また、園ではメンター制を導入し、新人育成に取り組んでいる。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>外部研修や園内研修、会議で時間を設けるなど、職員は人権擁護や虐待などについて振り返り、学びを深めている。児童憲章や全国保育士倫理綱領について、園長が年度初めに職員に配付し、再度確認し合い認識を改めている。また、人権擁護チェックリストを定期的に活用し、自身の保育を可視化し振り返る機会を持つことで意識を高めている。日々の保育を職員間で振り返る機会を日常的に持ち、子どもの理解を深めるとともに子どもの姿について語り合う時間を大切にしよう取り組んでいる。また、園長、主任が職員の子どもの関わりが適切に行われているかどうか、見て回り対応に当たっている。虐待については、その兆候を見逃すことがないように気を付けて見守り、疑いがあった場合は市役所のこども家庭課に報告し、市役所を通して児童相談所へ連絡する仕組みができています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員（実習生、ボランティア含む）に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の取り扱いに関しては、本部で定めている「個人情報保護規定」を遵守している。保護者へは個別に園内外についての個人情報承諾書もらい、書面で利用目的を明確にしている。にじいろブログや行事写真の掲載においても個人情報承諾書に基づいて行っている。保育実習生に対しても守秘義務についてオリエンテーション時に説明し、誓約書の提出を求めている。法人はプライバシーマークを取得しており、園内の個人情報保護では、関係者の事務所への来訪時の名簿記入や個人情報が記入された保育書類などの厳重管理を行っている。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>日頃から全職員が保護者とコミュニケーションを大切に、些細なことも伝えやすい雰囲気づくりに努めている。個人面談や懇談会では別途相談室を設け話しやすい環境づくりに努め、保護者の意見や要望については必要に応じて個別対応や文書を作成し保護者に配付するなどの対応をしている。保護者アンケートを実施し、日々の連絡ノートなどでも保護者からの声、要望を聞くなどして利用者満足度の改善に努めている。また、玄関に「すまいるボックス」を設置し、いつでも苦情や要望に対応できるようにしている。保護者アンケートについては、保護者参加の行事や年度末に保育園アンケートとして保護者に協力を依頼し様々な意見・感想をもらい、できるだけフィードバックするよう心がけている。保護者からの声を丁寧に汲み取り、状況に応じて文書だけでなく個別に対応するなど、細かな配慮に努めている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情対応については、重要事項説明書に明記され入園時に説明し周知を図っている。玄関ホールに「保育園苦情解決システム」が掲示され、また保護者に配付し周知を図っている。主任保育士が苦情受け付け担当、園長が苦情解決担当という役割を担い、各クラスでの相談や意見に関しても担任と連携を取りながら必要に応じた対応をしている。苦情となる前の保護者の言動や心情を早目に察知し対応するよう心がけている。職員より問題点などが上がってくると主任が良く話を聴き、園長と主任とで裏に何が潜んでいるのかを徹底的に検討して原因・要因を掴み、必要に応じて行政・本部などと連携して問題解決に努めている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>日々の日誌、週案、月案だけでなく保育会議において、クラスごとに保育内容について振り返り課題の発見と改善を行い、保育の質の向上に努めている。園の自己評価は各リーダーに評価原案を配付して記入してもらい、それらを園長がまとめ本部に提出している。その結果を園事務所前にて誰でも閲覧できるように公開しており、保護者、地域に対してのアカウントビリティを果たしている。職員自身の自己評価に関しては、「にじいろ保育ガイド」に課題ごとに自身で評価して反省、振り返りができるようにし、さらに面談などで話し合う機会を設け、保育サービスの質向上につなげている。今回の第三者評価受審は、保育内容や園の取り組みについて職員が振り返り課題を見つけていく良い機会となり、今後の保育の質向上に努めていくこととしているとのことである。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「にじいろ保育ガイド」において業務の基本や手順が明確になっており、わからない時や新人育成に活用している。職員間では、業務の基本を振り返り確認する際に活用している。また、職員会議などで上がった職員の気付きや声をリーダーなどが取り入れマニュアル改訂に反映させている。さらに園では、登園時の人数把握や散歩時の安全確認など園独自のマニュアルを作成し職員に周知徹底を図っている。日常の保育での基本事項などについては、職員間で確認を行いマニュアルの見直しを都度行い保護者にも提示している。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・入園希望者の見学はいつでも受け入れ、見学者には園のパンフレットを用いて30分を目安に案内や説明を行っている。子育て支援事業もっており園庭開放や育児相談などの時にも園見学できることを伝えている。入園の際の疑問や不安にも丁寧に対応するよう心がけ、特に慣らし保育期間や持ち物、保護者参加行事など各園によって異なるものについては、個々のニーズに応じてより丁寧に対応し不安が解消できるような説明を心がけている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・入園前の入園説明会では園長が重要事項説明書を配付し説明を行っている。保育の利用開始にあたり園の基本理念や説明すべき重要な事項が書かれており、丁寧な説明を心がけ内容について保護者の承諾を得ている。個人情報に関しては説明後に署名押印をもらい同意を得ている。また、持ち物や連絡帳アプリ(ナナボケ)の連絡帳などは別に詳細な資料を用意し分かり易くしたり、特に持ち物については実際の見本を用意して見てもらうなど工夫している。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・にじいろ保育園としての「理念」「保育方針」「保育目標」に基づき、全体的な計画を作成している。作成にあたっては法人が作成した3年の中長期計画をもとに園長や主任がリーダー会議で作成し、中長期計画から年計画を作成している。リーダー会議や保育会議などにおいて検討したものについては職員会議などで共有し理解を深めるよう努め、新年度の担当が決まったあとには再度話し合いを行い進めていくこととしている。また家庭や地域の実態を把握し考慮しながら作成している。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園の保育理念をもとに全体的な計画に基づいて作成した年間指導計画から、月案、週日案を作成している。3歳未満児に対しては個別計画を作成して発達経過記録の定期的な記入を行っている。実践の振り返りは各クラス毎や幼児クラス全体など活動によって行い、園長や主任保育士が確認するとともに保育会議などで検討し改善に努めている。配慮が必要な子どもへの留意事項については月案に記載され、こまめに話し合う機会を設けて周知を図っている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・室内においては子どもの発達に応じて自分で好きな遊びを選び、遊ぶことができる環境設定に努めている。職員はその様子を見守りながら、遊びが発展するような働きかけや必要な援助をしている。特に廃材を使って自分で素材を選び自由な発想で工夫しながら遊ぶ姿が見られる。また、室内でも体を動かす遊びが行えるよう教材を揃えることで、室内でのサーキット遊びなどで体力作りに取り組んでいる。戸外には子どもが自由に遊べる園庭があり、季節によって水遊び、泥んこ遊び、砂場、虫探しなどのびのびと遊びが楽しめる環境を工夫している。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 □地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園庭に季節の花を植え、畑ではさつまいも、夏野菜、米などを栽培して子どもたちが季節感を感じられるよう取り組んでいる。また園庭には柿やブラム、クヌギの木などもあり成長を楽しむ機会を設けている。近隣にはたくさんの公園があり、年齢や季節などに応じて行き先を考慮し、日常の保育の中で散歩に行く機会を多く取り入れている。保護者アンケートでは「虫が苦手だった子どもがたくさんの虫の名前を覚え、触れ、また自然へ返してあげる。そんな命の大切さを学びました」の声もみられた。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子ども達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもとの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・当番活動など、子どもが役割を果たせるように年齢に応じた取り組みを行っている。日常の中で子どもが自分の気持ちを素直に表現できるよう、見守り、気持ちを受け止めて援助するよう心がけている。子ども同士のトラブルの際も見守りながら、自分の思いを伝え相手の思いを聞くことで解決に向かえるよう援助している。また社会的ルールが身に付くように、日々の積み重ねを大切に、生活の中で意識できるように努めている。異年齢間の交流について、コロナ禍の間は交流も減っていたが、園庭などで年長児が0、1歳児と自然と遊び、関わる姿も見られ、そこから他の場面でも関わる機会を広げていけるよう取り組んでいる。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・配慮を必要とする子どもは月案の中に個別の配慮事項を記載して、必要に応じて職員会議などで話し合う機会を設け、継続的な支援や共通理解を図っている。定期的に法人の臨床心理士から助言を受けたり、市の巡回相談や外部研修に参加することで学びを深め、個々の特性に合わせて配慮できるよう努めている。就学前に、配慮が必要な子どもに関しては、担任が小学校職員と話せる時間を持ち、子どもの育ちについての接続がなされるよう配慮している。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・延長保育では、保育形態に変化がある場合でも、子どもが好きな遊びを見つけられるようなコーナーづくりを考えて保育するよう努めている。1、2歳児がくつろげる畳のスペースや、3、4、5歳児が体を動かせるホール、絵本やお絵かきをする机上のスペースの確保など、長い保育時間でも個々のリズムに合わせて楽しく過ごせるように配慮している。必要な伝達事項は各クラス毎に記入して保護者に説明を行い、内容によっては翌朝にも確認できるよう必要に応じて対応している。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・日頃から保護者とのコミュニケーションや情報交換をすることで、子どもについての共通理解を深めるよう努めている。保護者からの相談については園長、主任職員に報告して対応することとしている。個人面談は年2回実施し、面談結果は各担当が記録し、必要に応じて会議などを通して職員間で共有している。就学前の保育所児童保育要録については対面ではなく、子どもの育ちを必要に応じて電話で伝えるなど、スムーズな接続につなげられるよう配慮している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・年間保健計画を作成し、年2回の内科健診、年1回の歯科検診、毎月の乳児健診を実施している。身体計測は毎月行い、健康記録カードや連絡帳アプリ（ナナボケ）に記録して保護者に伝え健康増進に努めている。また、登園時に子どもの健康状態の情報を保護者と確認して保育を行っている。虐待が疑われる子どもは心身の状態を注意深く観察し、不適切な養育や兆候が疑われる場合には園長に報告して継続的な観察を行うとともに必要に応じて行政と連携を図っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・登園時に全園児に対して健康観察と検温を行い、健康状態を保護者と確認してから受け入れを行っている。体調が悪いと思われる子どもについては園長、主任職員に伝え、状況により園医に相談したり保護者に連絡を入れるなどの対応を図っている。与薬が必要な子どもは「与薬依頼書」に基づいて投与している。園の玄関に感染症の発生状況を掲示して常に園内での感染症状況が分かるように努め、感染症に限らず季節や状況に応じた園児の体調についての注意喚起などを知らせている。感染症が発生した際には保護者に早めに周知するよう努めている。医務室には簡易的な救急品を常備しており、必要に応じて対応を行っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いた食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・食育計画を作成して保育計画の中に位置づけ、離乳食、幼児食、行事食など法人からの献立に沿い、園独自に隔月で「世界のおやつ」献立を作成するなど食に対して興味関心が持てるよう取り組んでいる。食材を「育てる」「収穫する」「触れる」「調理する」という食育、クッキングの経験を通して栄養士や調理員、子どもとが交流を持ち、食物を作る人、調理する人に対する感謝の気持ちを育んでいる。食物アレルギーに関しては、アレルギー児用の個別献立を作成し、除去食材が分かるようにした上で保護者に確認してもらい、献立内容と提供について承諾をもらっている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保育室はエアコンで室内の温度、湿度が管理できるようになっており、各保育室に温度計、湿度計を備え、その日の天候、気温により調整を図りながら快適に過ごせるよう配慮している。コロナ禍で子どもたちは手洗い指導から手洗いの仕方にも身に付いており、手洗いうがいを適切に行い衛生面に配慮している。消毒用アルコールを玄関や各保育室に配置して必要に応じて消毒できるようにしている。また次亜塩素酸ナトリウムを薄めた消毒液も毎朝作り、消毒の用途に応じて使用できるよう、安全な場所に置いて使用して衛生管理に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所(point)の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・事故対応マニュアル、事故防止確認表などにより、園の安全対策の確認や共通理解を図っている。職員の役割分担の中で定期的に玩具などの安全点検を行い確認し合う体制を作っている。アクシデントレポート、ヒヤリハットを記録し、職員に回覧し共有するとともにいつでも閲覧し振り返りができるようにしている。また事故報告やアクシデント記載時には、職員間で検証を行うことで職員の意識向上及び事故防止につなげている。不審者対応訓練は年々回数を増やし、警察署依頼の訓練も含め様々な設定の下、訓練を重ねて事故防止に努めている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・地震火災などの非常災害発生に備えて役割分担を決め、月に1回の避難訓練と消防署指導下での総合訓練を行っている。また延長時間帯での緊急災害発生の場合の対応について訓練を強化する必要性を感じたため、今年度は回数を増やし想定を考慮して避難訓練を行っている。近隣との連携という部分では、大きな災害時には近隣住民にもお願いできるよう民生委員を通じて依頼し対策に努めている。保護者には毎月の避難訓練時に「安心伝言板」にて子どもの安全を知らせる配信訓練を行い、9月の引き取り訓練時には災害時の園との連携に関して意識をともに高められるよう取り組んでいる。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・子育て支援事業として園庭開放を行っている。また、月に2回「にこにこ広場」を開催して園の遊びや季節の遊びが体験できるようにしている。子育てに関する相談も随時受け付けており、栄養士による栄養相談を日時を設定し受け付けている。毎月子育て支援情報として「にこにこだより」を発信し、役所を通して市内の子育て支援センターに配架を行ったり、園の周辺地区の回覧板や掲示板に載せてもらうことで地域の子育て支援の交流の場となるよう働きかけ周知に努めている。開園時より一時預かり事業を行っており、地域の子育て家庭の事情に合わせて利用してもらうとともに、定期的な利用者やリフレッシュでの利用など、地域の子育て家庭の支援に努めている。</p>		